http://romuplan.com/

介護事業者の皆様へ

労務プランニング オフィス INOUE
介護事業者のための労働法セミナー

定員５名

24 年改正介護保険法を乗り越え、新たな時代に勝ち残る「労働法セミナー」

- ✧ **労働法を守らないと介護事業所の指定取り消しされる！　最強の労働法解釈とは！**
- ✧ **これからの経営に必要となる、重要な労働法とは！**

労務プランニングオフィス INOUE では、介護事業者の実情に即した内容で経営セミナーを行っております。特に、24 年の介護保険法改正では労働法遵守を謳っており、そのような環境の中で勝ち残る経営のためのヒントを掴んでいただけるよう、介護事業者の皆様に向けて最強の「労働法セミナー」を開催いたします。

おもな内容	講師紹介
1. 改正介護保険法と労働法 2. なぜ介護事業者が労基署に狙われるのか 3. 割増賃金の計算を間違え続ける介護施設 4. 最低賃金違反を続ける訪問ステーション 5. 就業規則は経営理念 経営理念こそが全てのスタート 日時：①3月2日（金）15 時 30 分 ②3 月 8 日（木）13 時 30 分 ③3 月 15 日（木）19 時 場所：①三田駅前　ピッキーモール（まちづくり協働センター） ②・③兵庫県中央労働センター 参加費：2,000 円（税込）　お時間：90 分程度 定員：各５名	労務プランニング オフィス INOUE　所長 神戸市出身　社会保険労務士 神戸市内の健康保険組合に 11 年半勤務。勤務時代は、数万件の書類の審査及び数百件の労働者・企業への調査及び指導を行った。その結果、「企業は人が支え、人が利益を生む」という考えに至り、労務重視の経営指導を実践すべく労務プランナーとして独立。 独立後は、派遣法を中心とした労働法規に力を入れている。

このまま FAX してください。078-220-2996

□　はい！介護事業者のための労働法講座に参加します！　　□　今後 FAX 不要

□　今回は参加できないので、資料（￥1000）を郵送して欲しい（住所はご意見欄に！）

貴事業所名	参加者名
電話： FAX：	メール
ご意見	

ご希望の会場に○を着けてください。（　①　②　③　）